

---

## 第5章 情報化施策の展開

### 5.1 安全・安心なeサービスの提供

#### 5.1.1 市民を守る情報提供

豊かな市民生活を送るためには、市民の「安全・安心」を確保することが最も優先されます。この「安全・安心」を確保するための第一歩としては、行政が市民に対して「安全・安心」に関わる各種の情報を積極的に提供していくことにあると考えています。

本市では、従来からの広報紙やパンフレット、窓口職員による人的な情報提供の拡充を図るとともに、市ホームページや電子メールなどITも活用し、多くの市民に対して「市民を守る」情報提供をしていくことが重要であると考えています。

具体的な「市民を守る」情報提供については、防災・防犯をはじめ、生活環境、健康、福祉・医療分野とし、これらの情報提供の充実を図っていきます。

#### (1) 防災情報の提供拡充

##### 【現状】

本市では自然災害による被害を未然に防ぐため、市ホームページからの国・県などの関係機関等のホームページへのリンク、千葉県総合防災情報システムや気象庁の防災気象情報提供システム等から情報収集などを実施しています。

平成18年11月から「緊急情報発信システム」の運用を開始し、市民に対し防災・防犯に関する総括的な情報提供を行っています。このシステムは電子メール配信形態により、多くの市民が持つ携帯電話やパソコンに配信しています。

また、災害時における通信経路を確保するため、現在の防災行政無線の更新を行うとともに、移動局の充実を図るなど通信インフラ整備を、平成18年度から三ヵ年の計画で実施していきます。

##### 【方向性】

**市民の防災意識を高め、日頃から災害に対する備えを呼びかけるとともに、災害時に必要な情報を提供するシステムを構築し、安心して生活できるまちづくりを目指します。**

市民の安全・安心を確保するためには、行政機関からの情報提供といった「公助」だけでなく、自治会・町内会や自主防災組織などによる地域社会の中で災害時に助け合う「共助」や、市民自らが自身の安全を確保する「自助」も重要であると考えています。本市では、このようなことを踏まえ、「共助」や「自助」などの啓発に係る情報提供を図っていきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①防災情報提供の拡充	<p>今後、市民個々に対しては、「緊急情報発信システム」における防災に関する情報発信内容を拡充するとともに、災害時における避難場所と市災害対策本部との迅速な情報伝達、情報共有などができる仕組みをITにより支援する。</p> <p>①-1 緊急情報発信システムの拡充（防災課） 平成18年11月より稼働している、多目的な情報を配信できる「緊急情報発信システム」において、防災情報の内容の拡充を図る。</p> <p>①-2 通信手段の拡充（防災課） 災害時における通信経路を確保するため、指定避難場所等への防災行政無線（移動系）の拡充や、通信事業者の提供する通信回線を活用した通信手段の整備を図る。</p>

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 緊急情報発信システムの拡充	検討 	検討結果に基づき運用 			評価・見直し 
①-2 通信手段の拡充	構築(無線) 	運用 	検討・構想 	構築(民間通信) 運用 	評価・見直し 

(2) 防犯情報の提供拡充

【現状】

本市では、防災情報提供とともに、平成18年11月から「緊急情報発信システム」の運用を開始し、防犯に関する情報提供も開始しています。

また、地域ぐるみの防犯への取り組みの支援として、事前に登録されている各自治会・町内会及び防犯組合等へのFAXによる情報提供を実施してきました。しかし、登録されていない団体や、情報受信後の対応が異なる団体など、市民個人への情報伝達状況に差

が生じています。

また、犯罪が発生しやすいまちの主要な交差点などに、防犯カメラや警察への通報装置を装備し、まちの「安全・安心」に寄与するシステム（スーパー防犯灯システム）の導入を検討していきます。

【方向性】

関係機関との連携を図り、防犯情報の提供を充実させることで、市民にとって安全で住みよいまちづくりを目指します。

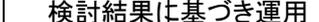
本市では、防災同様、行政からの「公助」だけでなく、将来的に「共助」や「自助」などの啓発に係る情報提供を図っていきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①防犯情報提供の拡充	<p>今後、市民個々に対しては、「緊急情報発信システム」における防犯に関する情報発信内容を拡充するとともに、広報紙や市ホームページなどの手段を有効活用し、個人への情報到達率の向上に取り組んでいきます。また、被害者保護や提供情報の内容により、適切な情報提供手段を選択し、市民の安全・安心の確保へ取り組む。</p> <p>特に、子どもの安全・安心を確保するための小中学校やPTA、地域などが連携していく「共助」については、重要かつ、早急に取り組むべき課題であると考えており、情報化による支援について検討を進める。</p> <p>①-1 緊急情報発信システムの拡充（市民活動推進課） 平成18年11月より稼働している、多目的な情報を配信できる「緊急情報発信システム」において、防犯情報の内容の拡充を図る。</p> <p>①-2 スーパー防犯灯システムの検討（市民活動推進課） 犯罪防止のため、主要な箇所に防犯カメラを搭載した街頭緊急通報システムの設置を検討する。</p> <p>①-3 学校防犯メールシステムの構築（学校教育課） 学校防犯メールシステムを導入し、保護者などへの連絡手段の拡充や、不審者情報や防犯情報を、子ども110番の家や安全パトロールの方々にも伝え、地域ぐるみの安全・安心に対</p>

事業名	実施項目
	する体制づくりの強化を図る。

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 緊急情報発信システムの拡充	検討・構想 	検討結果に基づき運用 			評価・見直し 
①-2 スーパー防犯灯システムの検討	検討・構想 	検討結果に基づき運用 			評価・見直し 
①-3 学校防犯メールシステムの構築	構築・導入 	運用 			評価・見直し 

(3) 生活環境情報の提供拡充

【現状】

本市では、地球温暖化対策や循環型社会の実現に向けて、リサイクルに対する市民意識を高めるため、ごみの分け方・出し方や不用品に関する情報提供、市全体で自然環境保護の意識を高めるための環境情報（大気・水質・土壌などの調査結果）の提供を広報紙やホームページなどを通じて実施しているところです。しかし、市民が必要とする情報を、ホームページから検索することが難しいことや、タイムリーに情報提供が出来ない場合もあるのが現状です。

【方向性】

地球温暖化対策や循環型社会の実現に向けて、リサイクルに対する市民意識を高めるために、ごみの分け方・出し方や不用品に関する情報提供の充実を図ります。また、市全体で自然環境保護への意識を高めるために、環境情報の提供を行っていきます。

## 第5章 情報化施策の展開

今後、ごみの排出量や不用品に関する情報及び環境情報などの内容について、より一層の充実を図っていきます。

また、環境情報をより直感的に、ビジュアルに市民へ提供できるように、市保有の地図情報を活用し、インターネットを通じて情報提供を実施していく予定です。

### 【実施事業】

事業名	実施項目
①ごみの減量化・資源化の促進	<p>市民一人ひとりのごみ発生抑制・資源化意識を高めるため、資源とごみの分け方・出し方など、ホームページの掲載内容の充実を図る。</p> <p>①-1 ごみ排出量の情報提供充実（生活環境課）</p> <p>①-2 ごみの種類（品目）ごとの出し方の情報提供充実（生活環境課）</p> <p>①-3 市の施策などの情報提供充実（生活環境課）</p>
②ごみの発生抑制・再使用の促進	<p>循環型社会への転換を目指し、不用品を譲りたい人と譲り受けたい人との情報交流の場を設け、再利用の促進を図る。</p> <p>②-1 不用品情報交流の場の提供充実（生活環境課）</p>
③環境データの公開	<p>環境に関する市民意識の向上を図るため、大気・水質・土壌など、市民生活に影響のある環境調査情報を広く公開する。</p> <p>③-1 大気・水質・土壌などの調査結果の公開（生活環境課）</p> <p>③-2 環境マップ<sup>°</sup>の作成と公開（生活環境課）</p> <p>環境変化の指標となる動植物や湧き水などの分布状況を公開する。</p>

### 【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 ごみ排出量の情報提供充実	実施 				評価・見直し

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-2 ごみの種類（品目） ごとの出し方の情報 提供充実	実施 →				評価・見直し ←
①-3 市の施策などの 情報提供充実	実施 →				評価・見直し ←
②-1 不用品情報交流の 場の提供充実	実施 →				評価・見直し ←
③-1 大気・水質・土壌な どの調査結果の公開	検討・構想 →	実施 →			評価・見直し ←
③-2 環境マップ <sup>°</sup> の作成 と公開	検討・構想 →	実施 →			評価・見直し ←

(4) 健康生活支援情報の提供拡充

【現状】

千葉県では、平成16年度から「健康生活コーディネート事業」を本市を含む、東金市、習志野市、大多喜町の4市町においてモデル事業として開始し、その後、各市町村で実施しています。

本事業は、生活習慣病の予防と寝たきりの防止を目的として、県民一人ひとりの健康状態や生活習慣に適した、科学的根拠に基づく健康づくりを進めるため、個人別の健康づくりプランを提供し、県が独自に育成した健康生活コーディネーターが、運動、栄養など総合的な健康づくりを継続的に支援するというものです。また、平成17年度からは、市町村だけではなく、健康づくりに携わる民間事業者と連携して、官民連携の枠組み構築やビジネスモデルの可能性を検証するためのモデル事業として実施しています。

本市では、本事業における「健康生活コーディネート運動情報システム」、「健康生活コーディネート栄養情報システム」に活用できるパソコンを、市役所、そうふけふれあいの里、小林公民館の三カ所に設置しています。

【方向性】

市民の健康に対する関心を高め、健康の保持、疾病の予防を行うため、健康増進や健康教育を推進するための活動支援体制の整備や、健康情報の提供を行っていきます。

本事業については、民間事業者との連携により、事業として広がりつつある状況にあり、本市においては、市民の健康づくりの観点から事業結果の検証を行うとともに、一定の成果を得られれば、今後も継続的な事業として実施していくことを検討していきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①健康生活コーディネート事業の推進	<p>市と民間事業者が連携し、健康生活コーディネート運動情報システム及び健康生活コーディネート栄養情報システムにより、市民の健康状態や生活習慣に適した健康プランを作成し、生活習慣病の防止、寝たきりの防止対策等のコーディネートを行う。</p> <p>①-1 健康生活コーディネート運動情報システム及び健康生活コーディネート栄養情報システムの活用（健康増進課）</p>

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 健康生活コーディネート運動情報システム及び健康生活コーディネート栄養情報システムの活用	運用 				評価・見直し 

(5) 福祉・医療情報の提供拡充

【現状】

本市の福祉分野においては、高齢者及び障害者に対する福祉関連の情報提供をこれまでも広報紙やホームページ等により実施しております。

また、保健・医療分野においても、各種保健事業や医療機関情報などに関する情報提供を、ホームページを通じて実施していますが、情報が点在しており、情報の体系的な見直しが必要であると考えています。また、「印西市保健医療に関する調査（平成18年実施）」によると、市民の6割が「医療情報の充実」を求める結果となっています。

【方向性】

高齢者、障害者に対し、福祉関連の情報をわかりやすく容易に知り得ることができるよう、情報提供の充実を図ります。また、市の保健事業や医療機関の情報を積極的に提供することにより、安心して生活できるまちづくりを目指します。

保健・医療分野においては、各種保健事業や医療機関情報などに関する情報を整理・体系化して、市民に分かりやすい情報を提供できるように改善していきます。

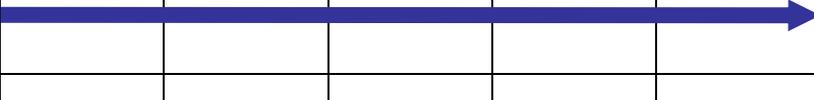
また、保健・医療の情報提供の充実を図っていくために、市内、周辺地域、県内にあ  
る医療機関情報などの充実に努めていきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①福祉情報の提供充実	<p>高齢者福祉サービス、障害者福祉サービス、介護保険サービスや、バリアフリーを考慮した福祉情報などの情報提供の充実を図る。</p> <p>①-1 高齢者・障害者等への情報提供の充実 (社会福祉課・介護福祉課)</p>
②緊急通報装置設置サービスの推進	<p>65歳以上のひとり暮らしの高齢者等及びひとり暮らしの重度心身障害者で、日常生活に支障をきたす方の緊急事態に備えて、緊急通報装置設置の推進を図る。</p> <p>②-1 高齢者・障害者等への緊急通報装置設置サービス事業の推進 (社会福祉課・介護福祉課)</p>

事業名	実施項目
③保健・医療機関の情報提供の充実	<p>ホームページから保健事業情報の提供及び市民公開用 GIS により、医療機関情報の提供の充実を図る。</p> <p>③-1 各種保健事業の情報提供（健康増進課）</p> <p>③-2 医療機関情報の充実（健康増進課）</p>

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 高齢者・障害者等への情報提供の充実	<p>実施</p> 				<p>評価・見直し</p>
②-1 高齢者・障害者等への緊急通報装置設置サービス事業の推進	<p>実施</p> 				<p>評価・見直し</p>
③-1 各種保健事業の情報提供	<p>実施</p> 				<p>評価・見直し</p>
③-2 医療機関情報の充実	<p>検討・構想</p> 	<p>実施</p> 			<p>評価・見直し</p>

### 5.1.2 誰もが、いつでも、安心して使える情報環境づくり

電子自治体の実現は、効率的に市民の利便性を向上し、市民が満足いくものでなければならぬと考えています。そのためにはまず、誰もが安心して使える情報基盤が必要となります。

本市では、「いつでも・どこでも・誰でも・簡単に利用可能なサービス」を目指し、電子自治体における市民の窓口となるホームページの利便性の向上と、市民の身近な場所へ行政情報端末を設置し、市民の利便性の向上を図っていきます。また、市民の利便性の向上とともに、市民が安心して各種サービスを楽しむことができるように、情報セキュリティ対策のさらなる強化を図っていきます。

#### (1) 身近な場所への行政端末設置

##### 【現状】

本市では、パソコンを保有していない市民の方々も情報化の利便性を享受できるように、誰もが気軽に自由に利用できるパソコンを設置してきました。ただし、悪質なWebサイト<sup>44</sup>やコンピュータウイルスからの保護のため、利用者のWebサイト閲覧は、ある程度制限されています。

##### 【方向性】

パソコンを所有していない人たちも、情報化の利便性を享受し、誰でも気軽に利用できるように公共端末設置の拡充を図ります。また、悪質なWebサイトやコンピュータウイルスからの保護のため、セキュリティ対策をさらに強化し、利用環境の充実を図ります。

公共情報端末については、端末機が高額であるため費用対効果を考慮し、公共情報端末で提供できるサービスについて検討を図っていきます。

<sup>44</sup> Web サイト:ひとまとまりのWeb ページ群、またはWeb ページのインターネット上での場所のこと。

【実施事業】

事業名	実施項目
①身近な場所に公共端末の設置	<p>市民が自由に利用できるパソコン設置については、今後も継続して実施していきませんが、今後の市民ニーズや使用状況を参考に、継続、拡大、廃止等の検討を実施する。</p> <p>①-1 自由に利用できるパソコンの設置（情報管理課） 公共施設に市民が自由に利用できるパソコンの拡充を図る。</p> <p>①-2 公共情報端末による提供サービスの検討（情報管理課） 操作が簡単なタッチパネルなどにより、多目的な情報を提供できる端末機の設置を検討する。</p>

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 自由に利用できるパソコンの設置	検討・構想 			検討結果に基づき実施 	評価・見直し 
①-2 公共情報端末による提供サービスの検討		検討・構想 		検討結果に基づき実施 	評価・見直し 

(2) 情報セキュリティの強化

【現状】

本市では、情報化の進展に伴い、情報の安全性を確保するため、「印西市情報セキュリティポリシー」を策定し、平成15年度に運用を開始し、平成18年度の改定を経て現在にいたっています。しかしながら、組織全体におけるセキュリティに対する認識は向上しているものの、十分な運用を行えているとは言えない状況にあります。

また、今後、情報化が一層進展し、安全性の確保が危惧されている状況にあり、平成18年度に行った「情報化に関する市民意識調査」において、情報化が及ぼす影響についての質問をしたところ「個人情報の漏えいや盗聴などが心配である」との回答が8割を超え、市民の情報セキュリティに対する関心の高さがうかがえる結果となっています。

【方向性】

電子自治体の実現に向けて、基本要件となる情報セキュリティの強化をさらに図り、誰もが、いつでも安心して使える情報環境を構築していきます。

また、IT を利用した行政サービスを拡充していくため、職員向けパソコン研修やセキュリティ研修等を充実させ、職員の情報リテラシーの向上を図ります。

現在のセキュリティポリシーは、情報化の進展に伴い、その都度改定していくことが必要となります。しかし、一番重要なことは、情報セキュリティの重要性を市役所全体、職員個々が認識し、組織的な活動として定着させることにあります。

そのため、情報セキュリティに関する知識・意識を向上させる職員研修の充実を図っていきます。また、情報セキュリティ対策を、組織的な活動として定着させるため、自部門での情報セキュリティの実施状況のチェック（セルフチェック）、庁内の独立部門によるチェック（内部監査）、庁外の第三者によるチェックと、情報セキュリティ対策定着に向けた段階的なチェック機能の拡大を図っていきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①セキュリティ対策の強化	<p>①-1 セキュリティポリシー及び実施手順の作成及び見直し実施（情報管理課・各課） 常に各部署の運用状況を把握し、セキュリティポリシー及び実施手順の見直しを実施する。</p> <p>①-2 情報セキュリティ監査体制の確立（外部監査・内部監査）（情報管理課） 「セルフチェック」、「内部監査」、「外部監査」の監査計画を立案し、定期的に監査を実施する。情報セキュリティ対策定着に向けた段階的なチェック機能の拡大を図る。</p> <p>①-3 情報セキュリティ対策の強化（庁内 LAN 強化・暗号化・入退室管理・複数ネットワークの統合化）（情報管理課・関係各課） 情報通信ネットワークの二重化、外部出力の暗号化、入退室管理等のセキュリティ対策の強化を図る。また、住民情報系ネットワークと庁内情報系ネットワークの統合化について検討する。</p>

事業名	実施項目
	①-4 職員向けセキュリティ研修の充実（情報管理課） 本市情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例に則って、セキュリティ研修の充実を図る。
②職員の情報リテラシーの向上	情報通信技術を活用した行政サービスを提供するため、パソコン研修や庁内で利用している情報システムに係る操作研修等を充実させ、職員の情報活用能力の向上を図る。  ②-1 職員向け研修の充実（情報管理課）
③情報化推進主任の育成	情報化推進主任を育成するため、研修の充実を図る。  ③-1 情報化推進主任の育成（情報管理課）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 セキュリティポリシー及び実施手順の作成及び見直しの実施	実施 				評価・見直し
①-2 情報セキュリティ監査体制の確立	実施 				評価・見直し
①-3 情報セキュリティ対策の強化	実施 				評価・見直し
①-4 職員向けセキュリティ研修の充実	実施 				評価・見直し

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
②-1 職員向け研修の充実	実施 				評価・見直し 
③-1 情報化推進主任の育成	実施 				評価・見直し 

### 5.1.3 快適・便利なサービスの提供

電子自治体の実現は、効率的に市民の利便性が向上し、市民が満足いくものでなければならぬと考えています。そのためには、市民の視点で、電子行政サービスを提供していくことが重要であると考えています。

本市では、「いつでも・どこでも・誰でも・簡単に利用可能なサービス」を目指し、そのための具体的なサービスとして、インターネットを活用し、市民からの申請・届出手続きの電子化を進め、改善を図っていきます。

#### (1) 市役所窓口対応の充実

##### 【現状】

本市ではこれまでも、市役所や出張所等の窓口において、市民に対し、より簡便なサービス提供を心がけてきました。しかし、情報化の進展に伴い、インターネットを利用した電子行政サービスが今後拡充されていくなか、ITに馴染めない市民の方々への窓口業務においても、一層の利便性向上が求められます。

また、今後インターネットを活用した電子行政サービスが利用できない高齢者等の情報弱者に対しても、公正さを欠くことのない窓口対応が求められています。

##### 【方向性】

既存業務用システムの更新・運用及び機能追加などを推進し、窓口業務の簡素化・効率化を図り、市民サービスの向上を図っていきます。

本市では、行政手続の簡素化を図るとともに、市民・事業者からの相談や各種手続きに対して、公正で、迅速かつ柔軟に対応していく予定です。そのためITを活用して窓口対応の均一化を図っていきます。

また、窓口対応における知識や経験などを蓄積、活用できる仕組みづくりについても取り組んでいく予定です。

【実施事業】

事業名	実施項目
①既存システムの改善	<p>①-1 収納支払事務の電子化に係る改善（情報管理課・関係各課） コンビニ収納や、マルチペイメントネットワーク<sup>45</sup>等を利用した、収納支払事務の電子化に向けて検討する。また、財務会計システムの改善についても併せて検討する。</p> <p>①-2 窓口業務の簡素化・効率化に係る改善（情報管理課） 住民記録、税、国保などの汎用機を利用した基幹系システムの見直しを行う。また、総合福祉システムや自動交付機等の検討をする。</p>
②例規検索システムの拡充	<p>検索機能や、法令間のリンク機能の充実を図る。法令データを施行日に合わせて更新することについて検討する（現行は年4回の更新）。</p> <p>②-1 例規検索システムの高度化（総務課）</p>
③公共施設予約システムの拡充	<p>③-1 講座申し込みの電子化（生涯学習課） 既存施設予約システム機能による対応を検討する。</p> <p>③-2 コミュニティ施設予約の拡充（市民活動推進課） 現状の施設予約システムに、コミュニティ施設の予約を検討する。</p>

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 収納支払事務の電子化に係る改善		検討・構想	検討結果に基づき導入	運用	評価・見直し
①-2 窓口業務の簡素化・効率化に係る改善	計画		構築・導入	運用	評価・見直し

<sup>45</sup> マルチペイメントネットワーク: 官公庁、地方公共団体及び民間企業等の収納機関と金融機関等を通信回線で結び、公共料金等(電話・ガス等の料金や税金)がインターネット等を通じてパソコン、携帯電話、ATM等の各チャネルを利用することにより金融機関に納付された時に当該納付情報が金融機関から収納機関に通知されるネットワークのこと。



将来的なホームページのあり方についてガイドラインの見直しを行い、柔軟に対応できるホームページを構築していきます。

また、各種申請・届出手続きの電子化や、入札・開札の電子化、市税の申告の電子化、道路台帳及び下水道台帳のデジタル化など、業務の効率化と市民や事業者の利便性向上に資するシステムを構築していきます。なお、システム構築については、費用対効果や人材確保の観点から、県及び県内市町村との共同利用を前提として検討していきます。

#### 【実施事業】

事業名	実施項目
①ホームページの高度化	<p>ホームページのガイドラインの見直しを行い、トップページの見やすさの改善、検索機能の充実、アクセシビリティ<sup>46</sup>機能を考慮した、新CMS（コンテンツマネジメントシステム）の導入を図る。</p> <p>①-1 検索機能の充実（秘書広報課）</p> <p>①-2 アクセシビリティの強化（秘書広報課）</p>
②申請・届出手続きの電子化	<p>「ちば電子申請・届出システム」の導入により、申請・届出のオンライン化の推進を図っていきます。</p> <p>②-1 各申請・届出手続きの電子化（情報管理課）</p> <p>②-2 条例・規則など見直し（情報管理課）</p>
③入札・開札の電子化	<p>「ちば市町村共同利用電子調達システム」の導入により、調達及び入札手続きのオンライン化の推進を図る。</p> <p>③-1 発注予定のホームページ公開（管財課）</p> <p>③-2 電子入札・開札システムの構築（管財課）</p>
④電子投票システムの検討	<p>有権者の利便性向上や開票事務の迅速化を図るため、国・県全国の自治体の動向を踏まえながら電子投票システムの導入を検討する。</p> <p>④-1 電子投票システムの検討（選挙管理委員会事務局）</p>

<sup>46</sup> アクセシビリティ:「すべての人に対する利用しやすさ」の意味。例えば、文字の大きさや色の変更が可能であることや、画像や音声などには代替テキストによる注釈をつけるなどのこと。

事業名	実施項目
⑤電子申告システムの検討	<p>他市の状況を見ながら、市税申告等の手続きのオンライン化を検討する。</p> <p>⑤-1 電子申告システムの検討（市民税課）</p>
⑥多目的 IC カードシステムの検討	<p>市民の利便性を考え、複数の行政サービスが受けられる IC カードの検討をする。</p> <p>⑥-1 多目的 IC カードの利用の検討（市民課）</p>
⑦統合型 GIS の構築	<p>⑦-1 統合型 GIS の活用推進（情報管理課） 統合型 GIS 運用推進委員会において、庁内横断的に統合型 GIS の利活用の推進を図る。</p> <p>⑦-2 市民公開用 GIS の構築（情報管理課） 統合型 GIS で整備した地図情報の中から、市民に密着した地図情報の公開を図る。</p>
⑧総合行政ネットワーク (LGWAN) の活用推進	<p>国・各自治体と接続する総合行政ネットワークの利活用の推進を図る。</p> <p>⑧-1 LGWAN の活用推進（情報管理課）</p>
⑨個別 GIS の構築	<p>⑨-1 都市計画 GIS の拡充（都市計画課） 稼動中の都市計画 GIS の利用促進と、印西市都市計画情報案内システム（タッチパネル式）の機能拡充を図る。</p> <p>⑨-2 道路台帳 GIS の構築（土木管理課） 道路台帳 GIS の構築を図り、業務の効率化と市民サービスの向上を図る。</p> <p>⑨-3 下水道台帳 GIS の構築（上下水道課） 下水道台帳 GIS の構築を図り、業務の効率化と市民サービスの向上を図る。</p>

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 検索機能の充実	検討・構想 →	構築・導入 →	運用 →		評価・見直し →
①-2 アクセシビリティの強化	検討・構想 →	構築・導入 →	運用 →		評価・見直し →
②-1 各申請・届出手続きの電子化	運用 →				評価・見直し →
②-2 条例・規則などの見直し	実施 →				評価・見直し →
③-1 発注予定のホームページ公開	運用 →				評価・見直し →
③-2 電子入札・開札システムの構築	運用 →				評価・見直し →
④-1 電子投票システムの検討		検討・構想 →	検討結果に基づき構築・導入 →		
⑤-1 電子申告システムの構築		検討・構想 →	検討結果に基づき構築・導入 →		

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
⑥-1 多目的 IC カードの 利用の検討		検討・構想	検討結果に基づき構築・導入		
⑦-1 統合型 GIS の活用推 進	運用				評価・見直し
⑦-2 市民公開用 GIS の構 築	計画	構築・運用	運用		評価・見直し
⑧-1 LGWAN の活用推進	随時実施				評価・見直し
⑨-1 都市計画 GIS の拡充	検討・構想	検討結果に基づき構築・導入			
⑨-2 道路台帳 GIS の構築	計画	検討結果に基づき構築・導入			
⑨-3 下水道台帳 GIS の構 築	計画	検討結果に基づき構築・導入			

## 5.2 市民に理解・信頼されるe行政運営の実現

### 5.2.1 市民に見える情報提供

市民を株主（納税者）としての視点で捉えた場合、市民に信頼される行財政運営を行い、市民に対する説明責任（アカウントビリティ）を果していく必要があると考えています。また、行財政運営の健全化を図っていくためには、市政の透明性を確保し、広く市民から意見を聞くことも重要であると考えています。

そのため本市では、市民から信頼され、理解される市政としていくための基盤として、積極的な情報公開・情報提供を推進していきます。これらの道具（ツール）としてITを活用し、市民に分かりやすい形で提供していきます。

#### (1) 行政情報の共有化の促進

##### 【現状】

本市が主催する各種会議等の会議録については、基本的に市役所内に設置している行政情報資料室で閲覧が可能となっています。また、そのうち一部の会議録については、ホームページ上でも公開を実施しています。しかし、そのほかの行政文書については、インターネット上で情報公開まで至っていないのが現状です。

##### 【方向性】

行政情報の電子化を通じて、情報の積極的な公開に努め、市民との行政情報の共有化を促進します。

本市では、今後、市民から信頼される市役所を目指して、行政文書を積極的に公開していく予定で、情報公開請求がなくても積極的にホームページから閲覧できるように情報提供していくなど、段階的に取り組んでいきます。

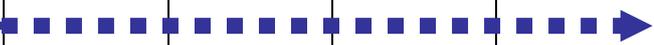
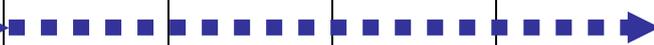
まずは、市役所内において文書管理システムで管理されている文書については、それらの文書目録をホームページ上で公開していきます。

また、将来的には、現在紙で行われている情報公開請求についてもオンライン化し、最終的には情報公開の閲覧までホームページ上で行えるように、段階的に取り組んでいく予定です。

【実施事業】

事業名	実施項目
①総合文書管理システムの構築	<p>情報公開条例に対応した情報公開システムを構築し、公文書の目録公開の電子化を実現し、市政情報の共有化を促進する。</p> <p>①-1 情報公開システムの構築（情報管理課）</p>
②市政情報の提供	<p>各課からホームページへの掲載情報の充実を図る。</p> <p>②-1 各課による情報掲載の充実（秘書広報課）</p>
③議会情報の提供	<p>情報通信技術を活用し、議会中継システムの導入を図る。</p> <p>③-1 議会中継システムの構築（議会事務局）</p>

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 情報公開システムの構築	<p>検討・構想</p> 		<p>検討結果に基づき構築</p> 	<p>導入</p>	
②-1 各課による情報掲載の充実	<p>実施</p> 				<p>評価・見直し</p> 
③-1 議会中継システムの構築	<p>検討・構想</p> 		<p>検討結果に基づき構築</p> 	<p>導入</p>	

### 5.2.2 市民に役立つ業務の効率化・高度化

市民に理解・信頼される行政運営を実現するためには、情報公開・情報提供だけでなく、市の業務を効率的に実施していくことも重要であると考えています。

そのため本市では、既存の業務システムまで一貫性を持たせて電子化によるメリットを最大限に生かしていくために、既存の業務システムについて改善を図っていきます。

また、業務システム改善による業務の効率化とともに、業務システムの導入・運用コストの削減や、行政運営の高度化なども推進していきます。

#### (1) 業務・システムの最適化

##### 【現状】

本市のみならず、行政では古くから電算化（コンピュータ化）が進められてきました。現在では、自治体業務の一部または全部がシステムに置き換わっているのが現状です。しかし、当時としては最先端の技術を適用してきましたが、近年のITの進展は目覚しく、また、市民生活や社会環境の変化から、古いシステムでは業務が立ち行かない状況にもなっています。また、これらのシステムを今後も維持・管理していくためには、その運用・保守費用も膨大なものとなってきました。一方、業務の側面からも、従来の組織運営では、今後の行政需要に対応することが困難な状況になることが予想されるため、人・組織・情報システムを含む業務の抜本的な見直しが全庁的に必要となってきます。

##### 【方向性】

業務内容と情報システムの関連を見直し、効率的で適正な価格の情報システムの導入・運用を図っていきます。

本市では、業務を含めシステム全体を再度見直し、制度改正やソフトウェア・ハードウェア環境の変化等に左右されない、また、多様化・高度化する市民ニーズに対応できる柔軟で拡張性のあるシステムとするために、業務・システムの最適化を図っていきます。

さらに、システム開発や運用等の情報化におけるコストを抑制するために、調達のあり方を見直し、改善を図っていく予定です。

【実施事業】

事業名	実施項目
①業務システムの最適化	多様化、高度化する市民ニーズに対応する柔軟で拡張性のある、より安価で質の高いシステムの導入を図る。 ①-1 単体システムの最適化（各課）
②基幹系システムの構築	住民記録、税、国保などの基幹系システムと、それに連携するシステムの更新及び効率的な運用を図る。基幹系システム見直しにあたり、関係各課によるプロジェクトを設置する。 ②-1 基幹系システムの構築（関係各課・情報管理課）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 単体システムの最適化					随時実施
	—————→				評価・見直し
②-1 基幹系システムの構築	検討・計画	検討結果に基づき導入			運用
	—————→	- - - - -→			評価・見直し

(2) システム共同利用の推進

【現状】

電子自治体を推進していく上で、本市に限らず多くの自治体においても「実現するためのコスト負担増」、「サービス提供時間の制限」、「高度なITスキル<sup>47</sup>を保有する人材不足」などの共通する課題を抱えています。これらを解決する方法として、複数の自治体による「システム共同利用（共同アウトソーシング）」が、現在注目されています。

【方向性】

近隣市町村において情報化基盤を活用した広域行政サービスの利用や、共同運営センターを活用した、システムの共同化により、業務の効率化や経費の削減を図ります。

<sup>47</sup> スキル: 訓練によって得られる、特殊な技能や技術。

本市では、近隣市町村とのシステムの共同開発・共同利用によりコストを削減するだけでなく、民間サービスの活用などにより、24時間365日サービスの実現や、高度なITスキルを保有する人材不足も解消できることから、システム共同利用を推進していきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①共同型システムの検討	共同運営センターを活用したシステムの共同化による効率的なシステム運営と、広域での行政サービスを検討する。  ①-1 広域共同型システムの検討（情報管理課）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 広域共同型システムの検討	検討・構想 			検討結果に基づき構築・導入 	

(3) 内部共通事務の連携

【現状】

本市では、市役所内で共通する事務について、個別に開発してきた経緯があり、それぞれで発生する情報が有機的に連携し、活用されていない状況にあります。

現状の文書管理や財務会計の決裁事務は、多くの文書がパソコンで作成されているにもかかわらず、紙による決裁の方法になっています。特に、出先機関においては、決裁などのために紙文書を持って職員が移動する必要があります。

【方向性】

業務手順の見直しや業務プロセスの再構築及び横断的な情報の共有化を、行政改革の取り組みと連携させながら行政事務の簡素・効率化の推進を図っていきます。

本市では、これまでの縦割りの組織や業務を見直し、市役所内の経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を計画・実施・評価・改善といった一連のサイクル（PDCAサイクル<sup>48</sup>）を確立し、経営資源や行政活動の適正化を図っていきます。

また、平成19年度より「ちば電子・申請届出システム」及び「ちば市町村共同利用電子調達システム」の稼動に伴い、電子文書に対応する必要があることから、業務等の運用方法の改善と、電子決裁化の推進を図っていきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①電子決裁化の推進	<p>①-1 文書管理システムの電子決裁化（情報管理課） 各種電子申請や電子文書に対応して文書管理の電子決裁化を検討し、総合文書管理システムの構築を図る。</p> <p>①-2 財務会計システムの電子決裁化（財政課・会計課） 共同運用予定の「ちば市町村共同利用電子調達システム」稼動に伴い、運用方法を検討し、電子決裁化の推進を図る。</p>

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 文書管理システムの電子決裁化	検討・構想 →			検討結果に基づき構築・導入	
①-2 財務会計システムの電子決裁化	検討・構想 →			検討結果に基づき構築・導入	

<sup>48</sup> PDCA サイクル: 典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に繰返し実施する。この繰返しのプロセスによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法がPDCA サイクルである。

### 5.2.3 市民の声に応える仕組みづくり

本市では、本来の住民自治の観点から、行政から市民へ一方的にサービスを提供するだけでなく、市民が主体的に行政に参加することが重要であると考えます。

市民参加を促進する手段としては、政策・施策・事務事業等を、広報紙やホームページを通じて情報提供を実施し、市民から政策等についての意見を集約して、政策・施策・事務事業へ反映することを可能とする仕組みづくりに取り組んでいきます。

#### (1) 市民参加の機会促進

##### 【現状】

本市では、現状、市民参加を促進するために、各課から市政情報の提供や市に対する意見や問合せなどを、ホームページを通じて行っています。また、パブリックコメントを実施し、各計画に対する市民の意見を収集しています。

##### 【方向性】

インターネットを活用して、電子メールによる各課への意見・問合せやパブリックコメント手続き（各種計画策定時の意見募集など）の充実により、行政への市民参加の拡大を図ります。

本市では、市民生活に直結する問題や、「まちづくり」等の地域課題に対する各施策や事業については、広く市民の意見を取り入れていく必要があると考えています。そのため、市に対する意見や問合せなどを広く取り入れることのできる仕組みづくりの充実を図っていきます。

##### 【実施事業】

事業名	実施項目
①市民からの意見・問合せ対応の充実	<p>①-1 パブリックコメント手続きの充実（各課・企画政策課） 政策形成段階での情報公開を積極的に行い、公開された政策案に対する意見を電子メールやFAXなどで受け付けることで、幅広く市民の意見を政策に反映させる。</p> <p>①-2 市民からの意見・問合せの充実（秘書広報課） 市民からの意見・問合せなどの対応に電子メールの活用や、ホームページ上にFAQを用意し、意見・問合せ窓口の充実を図る。</p>

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 パブリックコメント 手続きの充実	検討・構想 	実施 			評価・見直し 
①-2 市民からの意見・ 問合せの充実	検討・構想 	実施 			評価・見直し 

### 5.3 市民と行政の協働によるeまちづくりの推進

#### 5.3.1 人を育てる情報環境づくり

市民と行政によるまちづくりを推進していく上で重要なことは、その根幹となるのは人であり、その人をどう育てていくかにあると考えています。

そのため本市では、人を育てるための道具（ツール）としてITを活用し、子育てや学校教育、生涯学習などの場において、人を育てる情報環境づくりの支援を行っていきます。

##### (1) 子育て支援の情報環境充実

###### 【現状】

本市では、子育てネットワークの構築を、第一次情報化計画に挙げています。しかし、子育て相談の内容は多岐に渡り、個人情報も多く含まれており、庁内の体制・ルールが整っていないため、進んでいないのが現状です。

###### 【方向性】

インターネットを活用した子育て情報の提供を充実し、子育てが安心してできる支援体制を確立します。

本市では、今後、子育て支援業務における庁内の体制・ルールを整備し、子育てに関する情報提供を引き続き実施していきます。また、子育てをする親同士が悩みの共有やその解決方法などを話し合えるコミュニケーションの“場”を提供していくことも検討する予定です。

###### 【実施事業】

事業名	実施項目
①子育て情報の提供	①-1 子育て情報提供の充実（子育て支援課） インターネットを活用した子育て情報の提供を充実し、子育てが安心してできる支援体制の充実を図る。

###### 【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 子育て情報提供の充実	実施 				評価・見直し 

(2) 小中学校の情報環境拡充

【現状】

本市では、小中学校における校内 LAN の整備や、インターネットの利用環境の整備などについて、第一次情報化計画に挙げています。しかし、小学校での校内 LAN については未整備であることや、中学校においては平成14年度導入から既に4年が経過しており、パソコンや周辺機器の不具合が見られ、ソフトウェア面でも環境整備が遅れているなど、計画どおりに進んでいないのが現状です。

また、教育現場において、急激に進展する IT に対応した教育指導者の技能の向上が急がれているところです。

【方向性】

小学校校内 LAN の整備や、既に整備されている中学校校内 LAN のセキュリティ対策の強化、小中学校のパソコンの入替えなどによりセキュリティ対策の充実を図り、インターネットなどの利用により幅広い情報リテラシー（情報活用能力）向上を図ります。

小中学校の校内 LAN の整備・拡充については、引き続き実施していきます。また、IT 教育の指導者に対する技能向上については、定期的に技術研修会を実施していくほかに、市内事業者や市民ボランティアなどの外部から講師派遣も検討していきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①情報環境の整備	①-1 小中学校の情報環境の整備（学校教育課） 情報教育の進展に向けた教育環境の整備を図る。
②小中学校のインターネット利用の推進	②-1 情報収集・活用能力の育成（学校教育課） ホームページの検索や、電子メールの受信などにより、必要な情報を収集し活用する能力を育成する。  ②-2 情報発信・情報交流の促進（学校教育課） 現在のホームページ・サーバに加えて、CMS（コンテンツマネジメントシステム）の導入を検討し、各学校のホームページの充実を図る。また、電子メールやブログ等を活用し、市内外に向けた情報発信や情報交流の推進を図る。  ②-3 教師間の情報交換の促進（学校教育課） イントラネットにより、教師間の情報交換及び、教材共有などの活用を図る。

事業名	実施項目
③セキュリティ対策の強化	<p>③-1 学校間 LAN セキュリティ対策の推進（学校教育課） 情報通信ネットワークの強化や、外部出力の暗号化などの、セキュリティ対策の強化を図る。</p> <p>③-2 セキュリティポリシー及び実施手順の作成及び見直し実施（学校教育課） 常に各学校の運用状況を把握し、セキュリティポリシー及び実施手順の作成及び見直しを図る。</p>
④IT活用能力の向上	<p>④-1 ITコーディネータ<sup>49</sup>の設置（学校教育課） IT コーディネータを設置し、教師の情報リテラシー及び指導技術の向上、児童・生徒の情報リテラシーの向上を図る。</p>

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 小中学校の情報環境の整備	中学校実施 →	小学校実施 →	小学校実施 →	中学校実施 →	評価・見直し →
②-1 情報収集・活用能力の育成	実施 →				評価・見直し →
②-2 情報発信・情報交流の促進	実施(メール) →				評価・見直し →
		検討・構想(CMS) →	検討結果に基づき構築・導入 →		運用 →
②-3 教師間の情報交換の促進	運用 →				評価・見直し →
③-1 学校間 LAN セキュリティ対策の推進		検討・構想 →	検討結果に基づき構築・導入 →		運用 → 評価・見直し →

<sup>49</sup> ITコーディネータ: 経済産業省の指揮のもと設立された NPO 法人「IT コーディネータ協会」による認定資格。主に経営面から企業システムの IT 化を進める役割を果す。

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
③-2 セキュリティポリシー及び実施手順の作成及び見直しの実施	実施 				評価・見直し 
④-1 ITコーディネータの設置	実施 				評価・見直し 

(3) 生涯学習の情報環境の拡充

【現状】

本市では、現在、生涯学習の促進のために各種の講座情報をホームページから提供しています。また、図書館における蔵書の一覧についてもホームページからも提供しており、蔵書のインターネット予約を実施し、携帯電話からの利用も可能となっています。

【方向性】

高度化・多様化が進む生涯学習ニーズに応えるため、教育機関などと連携し、情報通信ネットワークを活用した生涯学習情報の提供を推進します。

本市では、生涯学習のさらなる促進を目指し、講座情報のデータベース化や、講座のオンライン申し込みなど、市民の利便性の向上に努めていく予定です。

【実施事業】

事業名	実施項目
①図書館システムの高度化	<p>図書館ホームページの見やすさ向上、蔵書検索及び予約機能等の向上を考慮した新図書館システムの導入を図る。</p> <p>①-1 ホームページの充実（生涯学習課（図書館））</p> <p>①-2 蔵書検索・予約機能の充実（生涯学習課（図書館））</p>

事業名	実施項目
②文化財情報のデジタル化	<p>②-1 埋蔵文化財・指定文化財情報の提供（生涯学習課） 市民公開用 GIS より、埋蔵文化財及び指定文化財情報の提供を図る。</p> <p>②-2 文化財史資料のデジタルアーカイブ<sup>50</sup>化（生涯学習課） 電子自治体推進指針の「地域文化財事業の推進」に伴い、文化財情報のデジタル化を図る。</p>

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 ホームページの充実	検討・構想 →	構築 →	導入 →	運用 →	評価・見直し →
①-2 蔵書検索・予約機能の充実	検討・構想 →	構築 →	導入 →	運用 →	評価・見直し →
②-1 埋蔵文化財・指定文化財情報の提供	データ構築 →	運用 →			評価・見直し →
②-2 文化財史資料のデジタルアーカイブ化		検討・構想 →	→	検討結果 →	に基づき運用 → 評価・見直し →

(4) 市民の情報リテラシーの向上

【現状】

本市では、これまでも市民に対して IT 講習会を実施してきました。しかし、今後、電子自治体をはじめ、IT 社会がより進展していく中で、これらに対応するためには、市民の情報リテラシーの向上が重要になってくると考えています。特に高齢者をはじめとする情報弱者に対しては、情報格差が発生しないような対策を実施していくとともに、情報リテラシーを向上するための対策も合わせて考えていく必要があると考えています。

<sup>50</sup> デジタルアーカイブ：貴重な文化遺産を次世代に正しく継承するための手段として、デジタル技術を駆使してデジタル映像の形で記録保存し、さらに情報ネットワークを利用して随時閲覧でき、広く情報発信するシステム。

【方向性】

誰もが情報化の利便性を享受できるようにするため、IT 講習会を通じて市民の情報リテラシーの向上を支援する。

本市では、年代別や IT 利活用レベルなどを考慮して、市民の情報リテラシーの向上に資する IT 講習会を計画的に実施していく予定です。また、IT 講習会の講師については、ボランティアや民間企業からの派遣などを活用して、継続的な IT 講習会の開催や、柔軟な講習内容とするための検討を実施していく予定です。

【実施事業】

事業名	実施項目
①IT 講習会の継続実施	①-1 IT 講習会の実施（生涯学習課 公民館） 公民館等において、市民向け IT 講習会を継続して実施する。

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
①-1 IT 講習会の実施	実施 				評価・見直し 

### 5.3.2 地域コミュニティの支援

市民と行政によるまちづくりを推進していく上で、その基盤となるのは自治会や市民活動などの各種の地域コミュニティであり、その地域コミュニティを活性化していくことがまちづくりの推進に繋がっていくと考えています。

そのため本市では、各種の地域コミュニティの活性化を促進する道具（ツール）としてITを活用し、地域コミュニティの活動等の支援を行っていきます。

#### (1) 市民交流・活動への“場”の提供

##### 【現状】

現在、各自治会・町内会等へは登録制で市から防災・防犯等の情報提供をFAXで実施していますが、受け取った情報などを町内会や市民に伝達する手段がない状況にあります。また、防災・防犯に限らず、各町内会内の意思決定・伝達、情報交換等のコミュニケーションについても、口コミや紙による回覧などで対応しているのが現状です。

また、町内会などの自治活動に限らず市民においては、趣味やスポーツ、文化的な活動など多種多様な市民交流や市民活動を通じてコミュニティを形成しています。本市ではこれらの市民交流や市民活動が活発化することで地域の活性化に繋がると考えており、魅力あるまちづくりのために、これらの基盤を整備することが、市の役割であると考えています。

##### 【方向性】

ITを活用し、市民コミュニティによる自治活動を支援する場の提供や、市政や興味のあるテーマなどについて議論する場を提供することにより、情報流通や交流を促進し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進する。

本市では、各町内会の自主的な運営により住み良いまちづくりや、市民交流や市民活動の活発化を促進するために、ITを活用した“場”の提供を実施していきます。この各自治会・町内会の“場”の運営については、基本的には各町内会の自主運営とします。将来的には、人と人の相互作用により新たな創意工夫、アイデアなどを発掘し、まちづくりの施策に反映できるような、ツール（道具）として役立てていくことも検討していきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①地域や団体間交流の場の提供	①-1 SNS <sup>51</sup> の開設（市民活動推進課） 自治会や市民間のコミュニケーションの円滑化を促進するため、SNSによるITを活用した場の提供を図る。
②市民公開用GISによる地域コミュニティの推進	②-1 GISを利用した地域コミュニティへの場の提供（市民活動推進課） インターネット端末やGPSカメラ付携帯電話を活用し、市民からの情報提供の場として情報交換できるサイトの開設を図る。
③在住外国人向け情報提供の充実	③-1 在住外国人情報の提供（企画政策課） 在住外国人に対し、ホームページ上で生活関連情報の提供を図る。

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 SNSの開設		検討・構想		検討に基づき構築・導入	
②-1 GISを利用した地域コミュニティへの場の提供	検討・構想	運用			評価・見直し
③-1 在住外国人情報の提供	構築・構想	運用			評価・見直し

<sup>51</sup> SNS(Social Networking Site)：人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

(2) 市民ボランティアへの“場”の提供

【現状】

本市に限らず、各自治体の財政状況は硬直化しており、従来のように公共サービスのすべてを行政が担っていくことは困難な状況にあります。したがって、公共サービスの一部の担い手としてボランティアの活用が注目を集めています。

【方向性】

地域の情報化を支援する人材を育成し、誰もが情報化の利便性を享受できるまちを目指す。

本市においても、今後、各種の公共サービスを実施する際に、情報化支援ボランティアの活用が欠かせないものとなってきています。そのため、ボランティア活動を活性化させるために、情報化支援ボランティアへの“場”の提供を実施していきます。

この情報化支援ボランティアの“場”の運営については、基本的には市民ボランティアの自主運営とします。将来的には、公共サービスに対する新たな創意工夫、アイデアなどを発掘し、まちづくりの施策に反映できるように、この“場”をツール（道具）として役立てていくことも検討していきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①情報化支援ボランティアの支援	市民の IT 利用をサポートする人材の育成を支援し、市民の情報リテラシーの向上を図る。また、ボランティア活動を活性化させるため、SNS による IT を活用した場の提供を図る。 ①-1 情報化支援ボランティア人材育成支援（生涯学習課公民館） ①-2 IT 講習会への情報化ボランティア支援（生涯学習課公民館） ①-3 市民ボランティア交流の場の提供（生涯学習課公民館）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
①-1 情報化支援ボランティア人材育成支援	実施 				評価・見直し 

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-2 IT講習会への情報 化ボランティア支援	実施 →				評価・見直し ←
①-3 市民ボランティア 交流の場の提供	→	検討・構想	.....	検討結果に 基づき実施	..... 評価・見直し ←

### 5.3.3 地域産業活性化の支援

本計画では、ITを活用した地域産業の活性化支援について、本市で既に取り組みが開始されている「いんざい産学連携センター」に着目し、これを中心として情報通信技術活用による地域産業活性化の支援をしていきます。

#### (1) 地域産業間交流の“場”の提供

##### 【現状】

本市は、東京電機大学と締結した包括協定に基づく取り組みの一つとして、いんざい産学連携センターをオープンさせ、産学官連携による起業化・事業化の支援等、地域経済活性化のための取り組みを開始しています。

##### 【方向性】

東京電機大学との連携協力により、地域産業間交流の場の提供を図り、大学と民間機関との共同研究や交流を深め、また、IT活用の支援を図る。

本市では、IT人材の活用や産学官連携の機能を地域経済の活性化につなげていくために、東京電機大学との連携協力により、中小企業等における情報技術の活用を支援していきます。また、いんざい産学連携センターを核に地域産業のネットワークを構築し、産業交流・地域産業交流を図っていきます。

この地域産業間交流の“場”の運営については、基本的には地域産業での自主運営とします。将来的には、この“場”を地域産業活性化に繋がる新たな創意工夫、アイデアなどを発掘できるようなツール(道具)として役立てていくことも検討していきます。

##### 【実施事業】

事業名	実施項目
①産学官連携交流の支援	①-1 情報通信技術（IT）活用の支援（産業振興課） 東京電機大学との連携協力により、情報技術活用の支援を行う。  ①-2 産・学・官情報交流ネットワーク構築の検討（産業振興課） インターネット等を活用した交流ネットワークの構築を検討する。

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①-1 情報通信技術(IT)活用の支援	実施 				評価・見直し 
①-2 産・学・官情報交流ネットワーク構築の検討		検討・構想 	検討結果に基づき構築・導入 		